域の関係者による当該選定をした者への人員派遣等のあっせんその他当該選定をした者への支援を行うことにより、当該選定をした者に当該バス路線等において地域旅客運送サービスを提供させるものとする。（第二条第十二号関係）

⑵　地域公共交通計画において、自動車地域旅客運送サービス再構築事業に関する事項が定められたときは、当該地域公共交通計画を作成した地方公共団体は、自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画を作成し、これに基づき、当該自動車地域旅客運送サービス再構築事業を実施するものとする。（第二十六条の三第一項関係）

⑶　地方公共団体は、国土交通大臣に対し、自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画が地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができるものとする。（第二十六条の四第一項関係）

⑷　国土交通大臣は、⑶の申請があった場合において、基本方針に照らして適切なものであること等の基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。（第二十六条の四第二項関係）

⑸　地方公共団体がその自動車地域旅客運送サービス再構築実施計画について⑷の認定を受けたときは、道路運送法の許可等を受けなければならないものについては、当該許可等を受けたものとみなすもの等とする。（第二十六条の五関係）

⑹　施設利用者用運送サービス提供者その他の地域の関係者は、自動車地域旅客運送サービス再構築事業の円滑な実施に協力するよう努めなければならないものとする。（第二十六条の六関係）

5　海上運送利便確保事業の創設

⑴　「海上運送利便確保事業」とは、一般旅客定期航路事業に係る航路のうちその事業の用に供する旅客船に係る法定の検査に伴い人の運送が一時的に休止することで地域住民の日常生活又は社会生活への影響が生ずるおそれがあるものにおける利用者の利便を確保するために行う事業であって、地方公共団体が他の船舶運航事業者等を国土交通省令で定めるところにより選定し、この事業が行われなかった場合にその休止をすることとなる期間中、当該選定をした者に当該航路における船舶による人の運送等を実施させるものとする。（第二条第十三号関係）

⑵　地域公共交通計画において、海上運送利便確保事業に関する事項が定められたときは、当該地域公共交通計画を作成した地方公共団体は、海上運送利便確保実施計画を作成し、これに基づき、当該海上運送利便確保事業を実施するものとする。（第二十六条の七第一項関係）

⑶　地方公共団体は、国土交通大臣に対し、海上運送利便確保実施計画が地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができるものとする。（第二十六条の八第一項関係）

⑷　国土交通大臣は、⑶の申請があった場合において、基本方針に照らして適切なものであること等の基準に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。（第二十六条の八第二項関係）

⑸　地方公共団体がその海上運送利便確保実施計画について⑷の認定を受けたときは、海上運送法の許可等を受けなければならないものについては、当該許可等を受けたものとみなすものとする。（第二十七条関係）

6　連携促進団体

協議会の構成員として、地域旅客運送サービスに係る地域の関係者相互間の連絡調整及び連携の促進を行う民間団体（以下「連携促進団体」という。）を明示するとともに、連携促進団体は、地方公共団体に対して地域公共交通計画の作成又は変更を提案できることとするものとする。（第六条第二項第四号及び第七条第一項第三号関係）

7　鉄道事業再構築実施計画等の作成に係る資料又は情報の提供等の協力の求め

地方公共団体は、鉄道事業再構築実施計画等を作成するため必要があると認めるときは、公共交通事業者等に対し、資料又は情報の提供その他必要な協力を求めることができることとし、この場合において、当該公共交通事業者等は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならないものとする。（第二十八条関係）

8　その他

その他所要の改正を行う。

9　附則

⑴　この法律は、一部を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（附則第一条関係）

⑵　この法律による改正後の規定の施行状況に関する検討規定を設ける。（附則第二条関係）

⑶　所要の経過措置を定める。

⑷　その他所要の改正を行う。

◇南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律（法律第三十六号）（環境省）

1　定義規定の改正

「環境上の緊急事態」の定義を議定書附属書Ⅵ第二条(b)の環境上の緊急事態とする等、この法律において用いられる用語の定義を追加するとともに、事前に環境大臣の確認を要する南極地域活動に、南極地域の海域において行われる科学的調査等を追加等する。（第三条関係）

2　南極地域活動計画の確認申請の手続等

⑴　南極地域活動を主宰しようとする者が南極地域活動計画の確認申請をする際の記載事項として環境上の緊急事態の防止措置等に関する事項を追加するとともに、申請書と併せて緊急時計画を提出することを義務付ける。（第六条第一項、第二項関係）

⑵　環境大臣による南極地域活動計画の確認の基準に、環境上の緊急事態の防止措置が環境省令に定める基準に適合するものであること等を追加する。（第七条第一項関係）

3　主宰者の責務の追加

主宰者の責務として、環境上の緊急事態が発生した場合に負担する負担金等について、議定書附属書Ⅵ第九条１に規定する最高限度額までの額の負担を確実に行うための措置を講じなければならないことを追加する。（第十二条第二項関係）

4　防止措置の実施

主宰者は、その行う南極地域活動を実施するに当たり、環境上の緊急事態を防止するため、当該南極地域活動に係る確認を受けた南極地域活動計画に従い、防止措置をとることを義務付ける。（第二十条の二関係）

5　南極地域の環境に悪影響を及ぼすおそれのある事件が発生した場合の措置

⑴　環境大臣の確認を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動により南極地域の環境に悪影響を及ぼすおそれのある事件が発生した場合において、当該南極地域活動の主宰者に対し、環境大臣に通報することを義務付けるとともに、緊急時計画に従って当該事件に対応するための措置をとること等を義務付ける。（第二十条の三第一項～第三項関係）

⑵　主宰者が緊急時計画に従った措置をとらず、環境大臣による措置命令を経てもなお当該措置がとられないときは、環境大臣自らが当該事件に対応するための措置をとること及びその実施に要した費用の全部又は一部について当該命令をされた主宰者に負担させることを可能とする。（第二十条の三第四項、第五項関係）

6　環境上の緊急事態が発生した場合の措置

⑴　環境大臣が南極地域の環境に悪影響を及ぼすおそれのある事件の発生に関する情報を得た場合等において、事件の発生の状況等を考慮して環境上の緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、環境上の緊急事態が発生した旨等を公示するとともに、当該公示の内容を、対応措置をとるべき主宰者に通知することを定める。（第二十条の四第一項関係）

⑵　⑴の公示があった場合には、通知を受けた主宰者に対し、通知された対応措置としてとるべき措置を迅速かつ効果的に実施することを義務付ける。（第二十条の四第二項関係）

⑶　⑵の主宰者が対応措置としてとるべき措置をとらず、環境大臣による措置命令を経てもなお当該措置がとられないときは、環境大臣自らが当該措置をとることを可能とし、その実施に要した費用の全部又は一部について当該命令をされた主宰者が負担することを義務付ける。（第二十条の四第三項、第四項関係）